



2024年10月7日

各位

上場会社名 株式会社 ライフコーポレーション

代表者 代表取締役社長執行役員 岩崎高治

(コード番号 8194)

問合せ責任者 執行役員財務本部長 岡田 晴信

(TEL 03-6717-2500)

## 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

当社は、2030年度に「売上高1兆円、経常利益350億円、当期純利益220億円、店舗数400店舗」へと成長し、地域密着のスーパーマーケットとして、皆様に「私のスーパーマーケット」と言っていただける会社になることを目指しています。

2023年度から2026年度の4年間を対象とする第七次中期経営計画では、主要なテーマとして、①人への投資、②同質化競争からの脱却、③持続可能で豊かな社会の実現への貢献に取り組むことを目指しています。また、上記①乃至③の3つのテーマを推進するにあたり、人手不足の状況でも第七次中期経営計画をやり遂げるための効率化推進及び第七次中期経営計画実現に向けた投資の原資を確保するため、『『カイゼン』の輪をつなぐ』のスローガンのもと全従業員が自ら「カイゼン」活動に取り組み、「お客様からも社会からも従業員からも信頼される」事業体として、企業価値の向上と持続的な成長を目指しています。

当社は、利益配分について、株主の皆様への配当政策を最重要政策の一つとして位置付けており、安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。内部留保金につきましては、今後の経営環境に対応した財務基盤の強化や業容拡大に向けた投資に備えることを基本としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

2024年2月期の配当については、経営体質の強化と今後の事業展開等を総合的に勘案し、1株当たり90円の配当（うち中間配当40円）を実施しています。この結果、当事業年度の配当性向は25.28%となりました。

当社は、会社法第165条第2項の規定により、株主総会決議によらず取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した柔軟かつ機動的な資本政策を遂行することを目的とするものです。なお、当社はこれまでも、下表のとおり、自己株式を取得しております。

決議日	累計取得期間	累計取得株式数	累計取得価額の総額
2002年5月23日開催 定時株主総会	2002年11月19日～ 2003年5月21日	3,400,000株	3,428,806,000円
2003年5月22日開催 定時株主総会	2003年9月4日～ 2004年5月26日	474,600株	582,715,100円
2004年5月29日開催 取締役会	2004年6月1日～ 2005年2月24日	591,400株	798,637,900円
2005年2月24日及び2005 年10月31日開催取締役会	2005年3月1日～ 2006年2月24日	1,471,100株	2,322,806,600円
2006年2月24日開催 取締役会	2006年3月1日～ 2006年4月14日	226,900株	414,746,400円
2006年4月18日開催 取締役会	2006年4月19日～ 2006年5月29日	150,000株	287,684,600円
2006年5月29日開催 取締役会	2006年5月30日～ 2006年8月29日	267,500株	455,172,800円
2006年11月27日開催 取締役会	2006年12月1日～ 2007年2月26日	173,600株	295,443,600円
2007年10月26日開催 取締役会	2007年11月1日～ 2008年2月27日	145,000株	217,969,200円
2012年5月25日開催 取締役会	2012年6月4日～ 2012年8月24日	440,200株	799,932,900円
2013年10月9日開催 取締役会	2013年10月21日～ 2014年2月21日	208,200株	321,084,000円

(注1) 当社は、2014年4月16日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の公開買付けにより、2014年4月17日から2014年5月19日までを買付期間として、5,382,000株（当該公開買付けに係る公開買付届出書の提出日である2014年4月17日時点の発行済株式総数（53,450,800株）から、2014年2月28日時点の当社が所有する自己株式数（1,248,754株）を控除した株式数（52,202,046株）に対する割合：10.31%（小数点以下第三位を四捨五入）を取得しております。

当社は、2023年7月中旬、当社株式を政策保有していた当社の株主（2024年5月31日時点の株主順位：第7位）である農林中央金庫より、農林中央金庫が所有する当社普通株式2,100,276株（2023年2月28日時点の所有割合（注2）：4.47%）の全部について、政策保有株式縮減の観点から売却意向がある旨の連絡を受けました。2023年12月中旬から2024年1月中旬までの間に、当社は、農林中央金庫との間で、農林中央金庫が保有する当社株式の売却について了承するものの、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場株価への影響を考慮し、2025年3月末までに立会外取引等による方法で複数回に亘って売却することを協議しました。その後、2024年2月8日、農林中央金庫は、当社普通株式700,000株（所有割合（注2）：1.49%）を立会外取引で売却しました。2024年2月中旬から2月下旬までの間に、当社と農林中央金庫は、農林中央金庫が所有する残りの当社普通株式1,400,276株（2024年5月31日時点の所有割合（注3）：2.98%）については、自己株式の公開買付けによることを含め売却方法や売却時期については引き続き協議することになりました。また、2024年1月中旬、当社株式を政策保有していた当社の株主（2024年5月31日時点の株主順位：第6位）である三井住友信託銀行株式会社（以下、「三井住友信託銀行」といいます。）より、三井住友信託銀行（以下、農林中央金庫とあわせて「応募予定株主」といいます。）が所有する当社普通株式2,264,000株（2024年5月31日時点の所有割合（注3）：4.82%）の半数である1,132,000株（2024年5月31日時点の所有割合（注3）：2.41%）について、政策保有株式縮減の観点から2025年3月末までに売却意向がある旨の連絡を受けました。2024年1月中旬から2024年2月下旬までの間に、当社は、三井住友信託銀行との間で、三井住友信託銀行が保有する当社普通株式の売却について了承するものの、三井住友信託銀行が保有する当社普通株式の全てを自己株式の公開買付けによる方法で売却することを含め売却方法や売却時期については引き続き協議することになりました。

（注2）「所有割合」とは、当社が2023年5月26日に提出した第68期有価証券報告書に記載された2023年2月28日現在の当社の発行済株式総数（49,450,800株）から同日時点で当社が保有する自己株式数（2,438,486株。「取締役向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が所有している当社株式84,300株は含めておりません。）を控除した株式数（47,012,314株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。

（注3）「所有割合」とは、当社が2024年7月12日に提出した第70期第1四半期報告書に記載された2024年5月31日現在の当社の発行済株式総数（49,450,800株）から同日時点で当社が保有する自己株式数（2,439,056株。「取締役向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が所有している当社株式80,500株は含めておりません。）を控除した株式数（47,011,744株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。

応募予定株主から上記の売却の意向を受け、2024年2月下旬より、当社は一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場株価への影響並びに当社の財務状況等

を総合的に考慮し、当社の資本効率の向上及び株主の皆様への利益還元を図る目的から、応募予定株主が所有する当社普通株式の全部（合計で 3,664,276 株。所有割合：7.79%。以下、「応募意向株式」といいます。）を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

その結果、2024 年 7 月中旬、当社が応募意向株式を自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）及び自己資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるものと判断いたしました。自己株式の具体的な取得方法については、①株主間の平等性、②取引の透明性、③市場価格から一定のディスカウントを行った価格での当社普通株式の買付けが可能であることにより、当該ディスカウントを行った価格で買付けを行った場合には、市場で取引されている価格との乖離による経済合理性の観点から応募予定株主以外の株主による応募は限定的となると考えられ、当社による応募意向株式の取得の確実性が高まり、また、当社資産の社外流出の抑制につながること、及び④応募予定株主以外の株主にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて応募する機会を確保すること等を考慮し、十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

2024 年 7 月中旬、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから、金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案したうえ、基準の明確性および客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考えました。そのうえで、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有し続ける株主の皆様への利益を尊重する観点から、当社の資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。当社は、ディスカウント率については、2021 年 1 月 1 日以降に決議され、2024 年 7 月末日までに公開買付期間が終了した自己株式の公開買付けの事例 75 件のうち、ディスカウント率を用いて実施された事例 68 件（以下、「本事例」といいます。）において、10%程度（9%～10%）の事例が 48 件と最多であり、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮してもディスカウント率を 10%とすることが適切であると判断いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格としては、当社の資産の社外流出を可能な限り抑える観点に加えて、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することは、一時的な株価変動の影響等の特殊要因等を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性を有すると考えられる一方で、本公開買付けの買付け等の期間（以下、「本公開買付期間」といいます。）中に市場価格が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でもディスカウントした水準である必要があるとの考えのもと、本公開買付けの実施に係る当社取締役会決議日（2024 年 10 月 7 日）の前営業日である 2024 年 10 月 4 日の当社普通株式の終値又は 2024 年 10 月 4 日までの過去一定期間（1 ヶ月間、3 ヶ月間、6 ヶ月間）の当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格を基準とすることが妥当であると考えました。

そこで当社は、農林中央金庫には 2024 年 7 月 29 日に農林中央金庫が所有する全ての当社普通株式

1,400,276株について、三井住友信託銀行には2024年7月30日に三井住友信託銀行が所有する全ての当社普通株式2,264,000株について、本公開買付けの実施に係る当社取締役会決議日（2024年10月7日）の前営業日（2024年10月4日）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）プライム市場における当社普通株式の終値又は2024年10月4日までの過去一定期間（1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間）の当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格に対して10%のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合に応募することを提案し、協議・交渉したところ、2024年7月31日、農林中央金庫及び三井住友信託銀行より、本公開買付けの趣旨に賛同するとともに、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

その後、農林中央金庫からは2024年8月30日に、三井住友信託銀行からは2024年9月20日に、当社が本公開買付けの実施に係る当社取締役会決議日（2024年10月7日）の前営業日（2024年10月4日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は2024年10月4日までの過去一定期間（1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間）の当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格に対して10%のディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施する場合、応募意向株式について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。なお、当社は各応募予定株主との間で本公開買付けへの応募に係る応募契約は締結しておりません。

本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。なお、2024年10月7日付で発表した「2025年2月期 第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下、「本決算短信」といいます。）に記載された2024年8月末日現在における当社連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は28,973百万円（手元流動性比率：0.4月）（注4）であり、本公開買付けに係る自己株式の取得資金に充当した後も、当社の手元流動性は9,000百万円程度（手元流動性比率：0.1月）になると見込まれます。しかし、本公開買付けに要する資金は、本公開買付けの決済開始日（2024年11月28日）以降に必要な点を踏まえると、当社は、2024年8月末日現在における当社連結ベースの手元流動性に加えて、今後の事業から生み出されるキャッシュ・フロー（2024年2月期の営業キャッシュ・フローは41,700百万円、2025年2月期第2四半期の営業キャッシュ・フローは56,447百万円）を加味すると、2024年10月7日以降の手元流動性は一定程度蓄積されることが見込まれるため、当社の短期的な支払能力に問題は生じず、事業運営を行うに当たって十分な資金が確保でき、今後当社において資金需要が生じた場合においても、対応できる水準の流動性が確保されていると考えております。したがって、本公開買付けにより自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えないものと判断いたしました。

（注4）本決算短信に記載された2024年8月31日現在の現金及び預金を、本決算短信から計算される2025年2月期の1ヶ月当たりの売上高（2025年2月期第2四半期連結累計売上高を6で除した数値）で除したものです。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2024年10月7日開催の取締役会において会社法第165条第3項

の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、及び当社取締役会決議日(2024 年 10 月 7 日)の前営業日である 2024 年 10 月 4 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値 3,577 円に対して 10%のディスカウントを行った価格である 3,219 円(円未満を四捨五入。以下、本公開買付け価格の計算において同じとします。)を本公開買付け価格とすることを決議いたしました。なお、当社取締役会は 11 名の取締役で構成されておりますが、当社社外取締役である多田明弘は三井住友信託銀行の顧問を兼務しており、本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除するため、2024 年 10 月 7 日開催の取締役会において、本公開買付けに関する議案の審議及び決議には一切参加しておらず、かつ、当社の立場において応募予定株主に対する提案内容の社内検討や応募予定株主との協議・交渉にも一切参加していません。

なお、本公開買付けにおける買付予定数については、応募予定株主以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から検討した結果、本事例 68 件のうち、特定の株主が応募を予定する株数に 10%程度を上乗せした株数を買付予定数としている事例が 32 件と最多であることから、応募意向株式に 10%程度を上乗せした株数が適切であると考え、応募意向株式 3,664,276 株(所有割合:7.79%)に対して約 10%を上乗せした 4,030,800 株を上限とすることを 2024 年 10 月 7 日開催の取締役会決議に基づき決定しております。本公開買付けに応募された株券の数の合計が買付予定数を上回った場合には、あん分比例の方式による買付けとなり、当社は応募意向株式 3,664,276 株のうちの一部を取得することとなります。当社は、本公開買付けに応募した株券の数の合計が買付予定数を上回り、あん分比例の方式による買付けとなり、応募意向株式の全てが買付けされない場合、当社が取得することができなかった当社普通株式について、三井住友信託銀行及び農林中央金庫より、取り得る選択肢について検討する方針である旨の回答を得ております。本公開買付け終了後におきましても、当社と応募予定株主は、今後も主要な取引先として、継続的な情報交換等通じて良好な関係を維持する予定です。また、当社が保有する応募予定株主である三井住友信託銀行の 100%親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の株式の売却については、決定した事項はありません。

なお、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

## 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

### (1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	4,030,900 株(上限)	12,975,467,100 円(上限)

(注 1) 発行済株式総数 49,450,800 株(2024 年 10 月 7 日現在)

(注 2) 発行済株式総数に対する割合 8.15%(小数点以下第三位を四捨五入)

(注 3) 取得する期間 2024 年 10 月 8 日(火曜日)から 2025 年 1 月 31 日(金曜日)まで

(注4) 買付予定数以上の応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会決議における総数は買付予定数に1単元(100株)を加算しております。

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等  
該当事項はありません。

### 3. 買付け等の概要

#### (1) 日程等

①取締役会決議日	2024年10月7日(月曜日)
②公開買付開始公告日	2024年10月8日(火曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> )
③公開買付届出書提出日	2024年10月8日(火曜日)
④買付け等の期間	2024年10月8日(火曜日)から 2024年11月6日(水曜日)まで(20営業日)

#### (2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金3,219円

#### (3) 買付け等の価格の算定根拠等

##### ①算定の基礎

2024年7月中旬、本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから、金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案したうえ、基準の明確性および客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考えました。そのうえで、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、当社の資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。当社は、ディスカウント率については、2021年1月1日以降に決議され、2024年7月末日までに公開買付期間が終了した自己株式の公開買付けの事例75件のうち、ディスカウント率を用いて実施された本事例において、10%程度(9%~10%)の事例が48件と最多であり、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮してもディスカウント率を10%とすることが適切であると判断いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通

株式の価格としては、当社の資産の社外流出を可能な限り抑える観点に加えて、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することは、一時的な株価変動の影響等の特殊要因等を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性を有すると考えられる一方で、本公開買付期間中に市場価格が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でもディスカウントした水準である必要があるとの考えのもと、本公開買付の実施に係る当社取締役会決議日（2024年10月7日）の前営業日である2024年10月4日の当社普通株式の終値又は2024年10月4日までの過去一定期間（1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間）の当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格を基準とすることが妥当であると考えました。

そこで当社は、農林中央金庫には2024年7月29日に農林中央金庫が所有する全ての当社普通株式1,400,276株について、三井住友信託銀行には2024年7月30日に三井住友信託銀行が所有する全ての当社普通株式2,264,000株について、本公開買付の実施に係る当社取締役会決議日（2024年10月7日）の前営業日（2024年10月4日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は2024年10月4日までの過去一定期間（1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間）の当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格に対して10%のディスカウントを行った価格で公開買付を実施した場合に応募することを提案し、協議・交渉したところ、2024年7月31日、農林中央金庫及び三井住友信託銀行より、本公開買付の趣旨に賛同するとともに、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

その後、農林中央金庫からは2024年8月30日に、三井住友信託銀行からは2024年9月20日に、当社が本公開買付の実施に係る当社取締役会決議日（2024年10月7日）の前営業日（2024年10月4日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は2024年10月4日までの過去一定期間（1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間）の当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格に対して10%のディスカウントを行った価格で本公開買付を実施する場合、応募意向株式について、本公開買付に応募する旨の回答を得ました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2024年10月7日開催の取締役会において会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付を行うこと、及び当社取締役会決議日（2024年10月7日）の前営業日である2024年10月4日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値3,577円に対して10%のディスカウントを行った価格である3,219円を本公開買付価格とすることを決議いたしました。なお、当社取締役会は11名の取締役で構成されておりますが、当社社外取締役である多田明弘は三井住友信託銀行の顧問を兼務しており、本公開買付の検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除するため、2024年10月7日開催の取締役会において、本公開買付に関する議案の審議及び決議には一切参加しておらず、かつ、当社の立場において応募予定株主に対する提案内容の社内検討や応募予定株主との協議・交渉にも一切参加しておりません。

なお、本公開買付価格である3,219円は、本公開買付実施に係る取締役会決議日の前営業日である



2024年10月4日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,655円から11.93%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値3,628円から11.27%、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値3,577円から10.01%、同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値3,779円から14.82%を、それぞれディスカウントした金額になります。

## ②算定の経緯

2024年7月中旬、本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから、金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案したうえ、基準の明確性および客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考えました。そのうえで、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、当社の資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。当社は、ディスカウント率については、2021年1月1日以降に決議され、2024年7月末日までに公開買付期間が終了した自己株式の公開買付けの事例75件のうち、ディスカウント率を用いて実施された本事例において、10%程度（9%～10%）の事例が48件と最多であり、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮してもディスカウント率を10%とすることが適切であると判断いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格としては、当社の資産の社外流出を可能な限り抑える観点に加えて、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することは、一時的な株価変動の影響等の特殊要因等を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性を有すると考えられる一方で、本公開買付期間中に市場価格が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でもディスカウントした水準である必要があるとの考えのもと、本公開買付けの実施に係る当社取締役会決議日（2024年10月7日）の前営業日である2024年10月4日の当社普通株式の終値又は2024年10月4日までの過去一定期間（1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間）の当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格を基準とすることが妥当であると考えました。

そこで当社は、農林中央金庫には2024年7月29日に農林中央金庫が所有する全ての当社普通株式1,400,276株について、三井住友信託銀行には2024年7月30日に三井住友信託銀行が所有する全ての当社普通株式2,264,000株について、本公開買付けの実施に係る当社取締役会決議日（2024年10月7日）の前営業日（2024年10月4日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は2024年10月4日までの過去一定期間（1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間）の当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格に対して10%のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合に応募することを提案し、協議・交渉したところ、2024年7月31日、農林中央金庫及び三井住友信託銀行より、

本公開買付けの趣旨に賛同するとともに、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

その後、農林中央金庫からは 2024 年 8 月 30 日に、三井住友信託銀行からは 2024 年 9 月 20 日に、当社が本公開買付けの実施に係る当社取締役会決議日（2024 年 10 月 7 日）の前営業日（2024 年 10 月 4 日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は 2024 年 10 月 4 日までの過去一定期間（1 ヶ月間、3 ヶ月間、6 ヶ月間）の当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格に対して 10%のディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施する場合、応募意向株式について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2024 年 10 月 7 日開催の取締役会において会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、及び当社取締役会決議日（2024 年 10 月 7 日）の前営業日である 2024 年 10 月 4 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値 3,577 円に対して 10%のディスカウントを行った価格である 3,219 円を本公開買付価格とすることを決議いたしました。なお、当社取締役会は 11 名の取締役で構成されておりますが、当社社外取締役である多田明弘は三井住友信託銀行の顧問を兼務しており、本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除するため、2024 年 10 月 7 日開催の取締役会において、本公開買付けに関する議案の審議及び決議には一切参加しておらず、かつ、当社の立場において応募予定株主に対する提案内容の社内検討や応募予定株主との協議・交渉にも一切参加しておりません。

#### （4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	4,030,800 株	一株	4,030,800 株

（注 1）本公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下、「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数（4,030,800 株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（4,030,800 株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注 2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手續に従い本公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

金 13,007,145,200 円

(注) 買付予定数 (4,030,800 株) を全て買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用 (本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用) の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

(公開買付代理人)

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

②決済の開始日

2024年11月28日(木曜日)

③決済の方法

本公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下、「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主等(法人株主を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。))の場合は常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(ア) 個人株主の場合

(i) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。))に基づく復興特別所得税(以

下、「復興特別所得税」といいます。) 15.315%、住民税 5%) に相当する金額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税 5%は特別徴収されません)。ただし、租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号。その後の改正を含みます。) 第 4 条の 6 の 2 第 38 項に規定する大口株主等(以下、「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。) 第 37 条の 14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下、「非課税口座」といいます。)の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が大和証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(イ) 法人株主の場合

みなし配当課税として、本公開買付け価格が 1 株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として 15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の 3 分の 1 超を直接に保有する応募株主等(国内に本店又は主たる事務所を有する法人(内国法人)に限ります。)が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われなないこととなります。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付け代理人に対して 2024 年 11 月 6 日までに租税条約に関する届出書等をご提出ください。

(7) その他

①本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方はそれぞれ、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

②当社は、2024年10月7日付で本決算短信を発表しております。当該発表に基づく、当社の第2四半期（中間期）決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該発表の内容につきましては、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の期中レビューを受けておりません。詳細につきましては、当該発表の内容をご参照ください。

2025年2月期 第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）の概要  
（2024年3月1日～2024年8月31日）

(ア) 損益の状況

会計期間	2025年2月期第2四半期（中間期） （自 2024年3月1日 至 2024年8月31日）
営業収益	421,885百万円
営業利益	12,232百万円
経常利益	12,706百万円
親会社株主に帰属する中間純利益	8,914百万円

(イ) 1株当たりの状況

会計期間	2025年2月期第2四半期（中間期） （自 2024年3月1日 至 2024年8月31日）
1株当たり中間純利益	189.94円

（ご参考）2024年8月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く。） 47,011,674株

自己株式数 2,439,126株（「取締役向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が所有している当社株式80,500株は含めておりません。）

以上